

「災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）

【勧告先】15府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

【勧告日】平成27年7月24日 【1回目の回答日】：平成28年3月14日～3月28日 【2回目の回答日】：平成29年4月5日～4月17日

1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

主な勧告事項

- 備蓄の目標量の設定
- 計画的な備蓄の実施



主な改善措置状況

- 業務継続計画等において備蓄の目標量を設定（53/53機関）
- 調達計画を策定するなど計画的に備蓄（34/34機関）

2 帰宅困難者の受入対策の推進

主な勧告事項

- 帰宅困難者への対応方針の明確化
- 受入場所、受入可能人数の設定



主な改善措置状況

- 業務継続計画、対応マニュアル等において、対応方針を明確化（39/39機関）
受入場所を設定（32/32機関）
受入可能人数を設定（49/49機関）

3 備蓄物資の保管の適正化等

主な勧告事項

- 津波等により浸水するおそれのある場所に保管している場合：保管場所の見直し
- 執務室と保管場所の階層が離れている場合：備蓄物資の一部を執務室の近くに保管



主な改善措置状況

- 地下に保管していた備蓄物資を移動するなど、保管場所の見直し等を実施（15/15機関）
- 複数階に分散して保管するなど、執務室の近くにも保管（8/8機関）

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年12月～27年7月
- 2 対象機関 調査対象機関：全府省
関連調査等対象機関：都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成27年7月24日 内閣府等15府省に対し勧告

【回答年月日】

内閣府	平成28年3月24日	宮内庁	平成28年3月22日	公正取引委員会	平成28年3月24日
国家公安委員会(警察庁)	平成28年3月18日	総務省	平成28年3月22日	法務省	平成28年3月23日
外務省	平成28年3月28日	財務省	平成28年3月22日	文部科学省	平成28年3月22日
厚生労働省	平成28年3月17日	農林水産省	平成28年3月16日	経済産業省	平成28年3月14日
国土交通省	平成28年3月25日	環境省	平成28年3月17日	防衛省	平成28年3月22日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

内閣府	平成29年4月14日	総務省	平成29年4月5日	法務省	平成29年4月14日
外務省	平成29年4月17日	財務省	平成29年4月12日	厚生労働省	平成29年4月13日
農林水産省	平成29年4月17日	経済産業省	平成29年4月14日	国土交通省	平成29年4月17日
防衛省	平成29年4月13日				

【調査の背景事情】

- マグニチュード7クラスの首都直下地震は、今後30年間に70%の確率で発生するとされており、そのほか、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合にも、甚大な人的・物的被害があると想定
- そうした際、初動対応（発災後おおむね10時間）から初期対応（発災後おおむね100時間）を迅速・的確に行うためには、中央省庁等の首都中枢機能を確保することが不可欠。また、国の地方支分部局等は、その管轄区域において、平常時から国家機能、国民生活等に係る重要な業務を担っていることから、大規模地震により被災した場合においても、その役割を適切に果たすことが必要
- 各府省では、業務継続計画を策定しており、その実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄等を推進し、執務可能な環境をあらかじめ確保しておくことが必要
- 東日本大震災の際には、首都圏において約515万人の帰宅困難者が発生（内閣府推計）。大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想され、その場合、官庁施設においても、地域の一員としての共助の取組の観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れることが想定
- この行政評価・監視は、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>関係府省は、災害時の業務継続性の確保を図り、非常時優先業務等を実施するために必要な物資の備蓄を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 調査対象物資の備蓄の目標量について、一人一日当たりの量を明記した業務継続計画を策定するなどにより、具体的に定めること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)では、各府省は、首都直下地震発生時に、職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄することと規定</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 備蓄の目標量が、調査対象物資(食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布)の全てについて定められていない例(4府省計8機関)や、調査対象物資の一部について定められていない例(8府省計45機関)あり(調査対象機関数は19府省計178機関(本府省24機関及び地方支分部局154機関))</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 調査対象物資について、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、賞味期限を勘案した調達計画等を策定し、それに基づき、計画的に備蓄すること。(法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 備蓄の目標量を定めているものの中には、目標量を満たす時期が未定となっている例(5府省計34機関)あり</p>	<p>→ : 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒ : 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 指摘した8府省計53機関のうち、業務継続計画に備蓄の目標量を明記するなど、備蓄の目標量を定めたものが8府省計47機関、定める予定のものが2府省計6機関</p> <p>⇒ 指摘した8府省計53機関の全てにおいて、業務継続計画に備蓄の目標量を明記するなど、備蓄の目標量を定めた。</p> <p>→ 指摘した5府省計34機関のうち、調達計画を策定するなど、計画的に備蓄することとしたものが4府省計20機関、これらの措置を講ずる予定のものが1府省計14機関</p> <p>⇒ 指摘した5府省計34機関の全てにおいて、調達計画を策定するなど、計画的に備蓄することとした。</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>2 帰宅困難者の受入対策の推進</p> <p>(1) 帰宅困難者の対応方針の策定</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、災害時における帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図り、帰宅困難者の受入対策を推進する観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 業務継続計画等において、帰宅困難者の対応方針を明確に定めること。(公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省等は、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れると規定</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰宅困難者の対応方針が業務継続計画等において明確に定められていない例（6府省計39機関）あり</p> <p>(2) 帰宅困難者の受入体制の整備</p> <p>ア 帰宅困難者の受入場所等の設定</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 帰宅困難者を受け入れることとしている場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>i 業務継続計画等において、受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等を具体的に定めること。(宮内庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省等は、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、業務継続計画において、受入可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものと規定</p>	<p>→ 指摘した6府省計39機関のうち、業務継続計画等において、帰宅困難者の対応方針を定めたものが6府省計36機関、定める予定のものが1府省計3機関</p> <p>⇒ 指摘した6府省計39機関の全てにおいて、業務継続計画等において、帰宅困難者の対応方針を定めた。</p> <p>→ 受入場所については、指摘した5府省計32機関のうち、業務継続計画等において定めたものが5府省計15機関、定める予定のものが2府省計17機関</p> <p>受入可能人数については、指摘した7府省計49機関のうち、業務継続計画等において定めたものが5府省計26機関、定める予定のものが3府省計22機関、業務継続計画の改正を検討中のものが1府省計1機関</p> <p>受入場所の運営方法等については、指摘した7府省計26機関のうち、業務継続計画等において定めたものが5府省計20機関、定める予定のものが2府省計5機関、業務継続計画の改正を検討中のものが1府省計1機関</p> <p>⇒ 受入場所については、指摘した5府省計32機関の全てにおいて、業</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <p>○ 管理官署のうち、帰宅困難者（来庁者の帰宅困難者又は庁舎外帰宅困難者。以下同じ。）を受け入れることとしている 12 府省計 69 機関の中には、業務継続計画等において、①受入場所が明確に定められていない例（5 府省計 32 機関）、②受入可能人数が明確に定められていない例（7 府省計 49 機関）、③受入場所の運営方法等が定められていない例（7 府省計 26 機関）あり</p> <p>イ 地方公共団体との連携 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii 所在する地方公共団体との連携を図るため、地方公共団体の要望を踏まえ、受入れに関する協定の締結、受入場所開設時の連絡内容等の明確化、受入可能人数等の情報の共有等の措置を講ずること。（総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次）」（平成 24 年 5 月 29 日首都直下地震対策局長級会議申合せ）では、庁舎管理を行う府省においては、帰宅困難者の受入れに関し、地方公共団体との連携体制等について、あらかじめ定めておくことと規定</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 帰宅困難者の受入れに関し、所在する地方公共団体との連携が行われていない例（9 府省計 52 機関）あり</p> <p>ウ 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iii 帰宅困難者分の物資について、受入可能人数を明確に定めるなどにより、業務継続計画等において備蓄の目標量を明確に定めること。（総務省、法務省、財務省、国土交通省）</p> <p>また、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、計画的に備蓄すること。（法務省、外務省、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省）</p> </div>	<p>業務継続計画等において定めた。</p> <p>受入可能人数については、指摘した 7 府省計 49 機関の全てにおいて、業務継続計画等において定めた。</p> <p>受入場所の運営方法等については、指摘した 7 府省計 26 機関の全てにおいて、業務継続計画等において定めた。</p> <p>→ 指摘した 9 府省計 52 機関のうち、帰宅困難者の対応に関する覚書の締結、マニュアル等における受入場所開設時の連絡内容等の明確化、受入可能人数等の情報の共有等の措置を講じたものが 6 府省計 24 機関、これらの措置を講ずる予定のもの（地方公共団体と協議中又は協議予定のものを含む。）が 5 府省計 27 機関、これらの措置を検討中のものが 1 府省計 1 機関</p> <p>⇒ 指摘した 9 府省計 52 機関のうち、帰宅困難者の対応に関する覚書の締結、マニュアル等における受入場所開設時の連絡内容等の明確化、受入可能人数等の情報の共有等の措置を講じたものが 8 府省計 51 機関、平成 29 年度中にこれらの措置を講ずる予定のものが 1 府省計 1 機関（平成 29 年 4 月 17 日現在）</p> <p>→ 指摘した 4 府省計 36 機関のうち、業務継続計画に帰宅困難者分の備蓄の目標量を明記するなど、備蓄の目標量を定めたものが 4 府省計 24 機関、定める予定のものが 2 府省計 12 機関</p> <p>⇒ 指摘した 4 府省計 36 機関の全てにおいて、業務継続計画に帰宅困難者分の備蓄の目標量を明記するなど、備蓄の目標量を定めた。</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」(平成24年9月10日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)では、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な食料、飲料水等の備蓄に努める旨を規定</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 帰宅困難者の受入れに必要な物資(食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布)の全て又は一部について、i) 備蓄の目標量が定められていない例(4府省計36機関)、ii) 備蓄の目標量を定めているが、目標量を満たす時期が未定となっている例(6府省計12機関)あり</p> <p>3 備蓄物資の保管の適正化等 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、備蓄物資の保管の適正化等を図り、災害時に備蓄物資を円滑・迅速に配布する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している場合は、保管場所の見直し等の措置を講ずること。(法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」では、食料、飲料水等の備蓄の際には、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮するとされ、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要があると規定</p> <p>○ 「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」(平成19年6月内閣府)において、業務継続計画の策定に当たり、食料、飲料水等の確保状況(備蓄量等)を確認する際には、備蓄物資の利用に係るリスク(備蓄場所の被災、備蓄物資を取り出せる人の確保、備蓄物資の劣化等)も併せて考慮することと規定</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 津波等の浸水想定区域に所在している機関において、浸水するおそれのある</p>	<p>→ 指摘した6府省計12機関の全てにおいて、調達計画を策定するなど、計画的に備蓄することとした。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>→ 指摘した5府省計15機関の全てにおいて、保管場所の見直し等の措置を講じた。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>場所に備蓄物資を保管している例（5 府省計 15 機関）あり</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 高層庁舎において、執務室等と備蓄物資の保管場所の階層が離れている場合は、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなど、エレベーターが停止した場合に備えた措置を講ずること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 執務室は高層階にあるが、そこから最大で 10 階以上離れている地下や低層階の 1 か所に備蓄物資を保管しているなど、災害時にエレベーターが停止した場合は、備蓄物資の搬送に支障が生じるおそれのある例（7 府省計 8 機関）あり</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>③ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定される場合は、庁舎ごとの職員数に応じた備蓄の実施、搬送体制等の明確化、搬送手段の確保等の措置を講ずること。（内閣府、法務省、厚生労働省、国土交通省）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、庁舎ごとに職員数に応じた備蓄を行っていないなどのため、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制が明確に定められていない例（4 府省計 5 機関）あり</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>④ 備蓄物資の劣化防止を図るため、賞味期限等が過ぎたものを長期間保管することがないように、賞味期限等の点検を定期的を実施し、賞味期限等が過ぎたものについては適切な時期に更新すること。（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例（5 府省計 9 機関）あり</p>	<p>→ 指摘した 7 府省計 8 機関のうち、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなどの措置を講じたものが 5 府省計 6 機関、講ずる予定のものが 2 府省計 2 機関</p> <p>⇒ 指摘した 7 府省計 8 機関の全てにおいて、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなどの措置を講じた。</p> <p>→ 指摘した 4 府省計 5 機関のうち、庁舎ごとの職員数に応じた備蓄の実施、搬送手段の確保等の措置を講じたものが 2 府省計 2 機関、講ずる予定のものが 3 府省計 3 機関</p> <p>⇒ 指摘した 4 府省計 5 機関の全てにおいて、庁舎ごとの職員数に応じた備蓄の実施、搬送手段の確保等の措置を講じた。</p> <p>→ 指摘した 5 府省計 9 機関の全てにおいて、賞味期限等が過ぎていた備蓄物資を更新又は処分するとともに、賞味期限等の点検や、賞味期限等が過ぎたものの更新を適切に実施することとした。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 201 300 229">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="159 236 1151 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 242 1144 351">⑤ 備蓄物資の適切な管理を図るため、数量等の点検を定期的実施し、備蓄物資の数量、保管場所等を記載している一覧表等と実態を一致させること。 (総務省、法務省、財務省、経済産業省)</p> </div> <p data-bbox="152 367 315 395">≪調査結果≫</p> <p data-bbox="152 405 1155 475">○ 一覧表等により把握している数量や保管場所が実態と異なっている例（4 府省計 5 機関）あり</p>	<p data-bbox="1182 242 2089 351">→ 指摘した 4 府省計 5 機関の全てにおいて、備蓄物資の一覧表等と実態が異なっている状況を改善するとともに、数量等の点検を定期的実施することとした。</p> <p data-bbox="1182 360 1350 389">⇒ 措置済み</p>